

# 高知くらしの護身術

290

## 「消費生活講座」受講者募集

### 法律や経済の知識を

(2013年7月9日掲載原稿)

近年、消費生活センターに寄せられる契約トラブルの相談内容は、より複雑・悪質化しています。消費者自身が、消費生活に関する法律や経済についての知識を持つことが、一番の防衛策と言えるかもしれません。

センターでは、高知短期大学と連携し、8月から行う受講料無料の「消費生活講座」の受講者を募集します。

講座では、税金や社会保障、食品表示などの身近な問題のほか、調停・訴訟に関する知識や多重債務問題、民法や消費者契約法などの法律についても基本から学べ、若者と高齢者それぞれの消費者被害の救済事例も取り上げます。

講師には、大学教授や、消費者の権利を守る訴訟を数多く経験された弁護士など、各分野の専門家を迎えます。

開催期間は8月30日(金)から9月5日(木)までの7日間で、全15講義。時間は、8月31日(土)は午後0時35分から同3時45分まで、9月1日(日)は午後0時35分から同5時25分まで、それ以外の平日は午後6時から同9時10分までです。受講場所は高知市永国寺町の高知短期大学です。

募集期間は7月16日から8月23日まで。受講希望の方は、県立消費生活センターや高知短期大学、県庁1階県民室で配布している募集要項を参照のうえ、申込用紙に必要事項を記入して、郵送、FAX、メールまたは持参で県立消費生活センター(高知市旭町3-115、電話088・824・0999、FAX088・822・5619)へご応募ください。募集要項と申込用紙は、県立消費生活センターのホームページからダウンロードもできます。応募は県内在住の方に限り、定員は100人で、先着順です。

7日間の講座で「消費者力」に磨きがかかるはずですが、毎日の消費生活を充実したものにしてくれるだけでなく、家族や身近な方を助ける力になるかもしれません。